

## トミーBOX ご利用規定(同意書)

1. 利用料は前払いとし、支払方法は口座振替またはクレジットカード決済とする。口座振替を選択する場合、契約者は当社指定のWeb登録方式により速やかに手続きを完了するものとする。口座振替を原則とし、手続きが完了しない場合、当社は契約の締結または継続を認めないことができるものとする。クレジットカード決済は当社が認めた場合に限り利用できるものとし、承認が得られない場合は口座振替への変更を求めることができるものとする。口座振替またはクレジットカード決済が利用できない場合に限り、当社が認めた場合のみ銀行振込による支払いを認めるものとし、振込手数料は契約者の負担とする。口座振替またはカード決済が不能となった場合、契約者は当社指定の期日までに支払うものとし、支払いが確認できない場合、当社は出入制限、契約解除その他必要な措置を講じることができるものとする。契約は利用料の支払いが正常に完了した場合に限り更新されるものとする。
2. 利用料の支払いが確認できない場合、当社は収納スペースの施錠その他必要な措置を行い、収納物の出し入れを制限できるものとする。なお、出入れ制限の解除は、滞納利用料、遅延損害金、督促費用その他発生した費用の全額支払いが確認できた場合に限るものとする。滞納、鍵紛失、緊急対応その他当社の現地対応が必要となった場合、契約者は当社の定める対応費用(実費・作業費・出張費等を含む)を負担するものとする。なお、出入制限期間中においても利用料は通常通り発生するものとする。
3. 契約者は、第三者に本契約の対象となる収納スペースを転貸するなどして利用させてはならず、また本契約に基づく地位を第三者に譲渡・移転することができない。第三者への転貸、共用、地位の譲渡等が発覚した場合、当社は直ちに本契約を解除することができるものとする。
4. 収納物の出し入れは契約者の責任において行うものとし、施設の管理運営または他の利用者の利用に支障を及ぼす行為をしてはならない。出し入れは必要最小限の時間内で行うものとし、長時間の利用その他当社が不相当と認める利用方法については是正に従うものとする。鍵を紛失または破損した場合は、実費を負担するものとする。
5. 契約を解約される場合には、解約される日の1ヶ月前までに下記へご通知するものとする。  
<受付TEL> 0120-86-8585 \*日曜・祭日・年末年始・夏期休業は受付不可。  
契約は1ヶ月単位とし、毎月1日から月末日までを契約期間とする。契約者の都合により月の途中で解約を希望する場合は、当社の定める日割額に基づき利用料を精算するものとする。なお、解約通知の日から解約日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、1ヶ月に不足する日数に相当する利用料を支払うものとし、当該支払いをもって契約を解約できるものとする。
6. 当社は施設管理上その他必要がある場合、契約者に事前通知のうえ収納場所または賃貸場所を変更できるものとし、契約者はこれに従うものとする。契約者が正当な理由なく応じない場合、当社は収納物を移動できるものとし、その費用は契約者の負担とする。移動に伴う損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き責任を負わないものとする。
7. 契約書記載事項の住所、氏名、印鑑その他の届出事項に変更が生じた場合、または契約書記載の住所を1ヶ月以上不在にする場合は、契約者は直ちに当社へ届け出るものとする。契約者が当該届出を怠ったことにより通知、請求書、督促状その他の書面が延着、不到達または返送された場合であっても、当社が契約書記載の住所宛てに発送した時点で通常到達すべき時に到達したものとみなす。なお、これにより契約者に生じた損害または不利益について、当社は一切の責任を負わないものとする。
8. 当社は必要がある場合、本規約を変更できるものとする。変更内容は書面、電子メール、WEB サイト掲載等の方法により通知するものとし、契約者が受領しなかった場合、確認しなかった場合、または不在・転居等により返送された場合であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなす。なお、通知後に契約者が継続利用した場合は変更内容に同意したものとみなす。
9. 当社は収納スペースを提供するものであり、収納物の保管、管理または監視の責任を負わないものとする。

のとする。収納物の盗難、紛失、破損、汚損、変質、虫害、漏水、結露、火災、自然災害その他一切の事由により生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き責任を負わないものとする。施設内で発生した事故、盗難、火災、利用者間の紛争その他のトラブルにより生じた損害についても同様とする。

10. 契約者の収納物または利用方法により、当社、施設所有者(東京メトロ株式会社等)または第三者に損害が生じた場合、契約者はその一切を賠償するものとする。  
特に鉄道関連施設において、契約者の行為に起因して列車運行の遅延、停止、安全確認その他運行支障が発生した場合、契約者はこれに伴う損害を賠償するものとする。  
当社が施設所有者その他第三者に賠償した場合、契約者に対しその全額を求償できるものとする。
11. 利用料の支払いが確認できない場合、当社は電話、郵便、電子メール、SMS その他適当と認める方法により催告を行うものとする。その後も支払いが確認できない場合、当社は内容証明郵便その他適法な方法により通知を行い、当該通知に記載した期限に従い契約解除、収納物の処分その他必要な措置を講じることができるものとする。  
なお、支払い遅延が通算3回に達した場合には、催告を省略して契約解除等の措置を講じることができるものとし、督促および通知に要した費用は契約者の負担とする。
12. 契約者が本契約に基づく賃料その他の支払を遅延した場合、契約者は支払期日の翌日から完済に至るまで、未払金額に対し年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。また、督促に要した費用(郵送費、事務手数料、現地対応費用等)についても契約者の負担とする。口座振替またはクレジットカード決済が不能となった場合、再請求事務手数料として1回につき1,100円(税込)を請求する。なお、再請求に伴う郵送費・SMS送信費等が発生した場合は別途請求できるものとする。
13. 契約終了後、当社が指定する期間内に収納品の引取りが行われない場合、または住所不明等により契約者へ連絡ができない場合、もしくは未払金の支払いがない場合には、当社は相当期間を定めて引取りを催告した上で、収納品を売却、廃棄その他相当な方法により処分することができるものとする。処分により得られた代金は、未払利用料、延滞金、保管料、処分費用その他契約者が負担すべき費用に充当するものとする。なお、処分後も不足が生じた場合は、契約者に対しその支払いを請求できるものとする。
14. 契約者は、自己または関係者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し保証するものとする。契約後に反社会的勢力であることが判明した場合、当社は催告なく直ちに契約を解除できるものとする。この場合、契約者に損害が生じても当社は一切責任を負わないものとする。また、当社に損害が発生した場合、契約者はその全額を賠償するものとする。
15. 契約者は、本人と連絡が取れない場合に備え、緊急連絡先を1名以上届け出るものとする。当社は必要に応じて当該緊急連絡先へ連絡でき、契約者はこれに同意するものとする。なお、緊急連絡先へ連絡したことによる損害について当社は責任を負わないものとする。
16. 当社は、契約締結後であっても必要と判断した場合、保証金の預託を求めることができるものとする。契約者が当社の指定する期限までに保証金の預託に応じない場合、当社は契約を解除できるものとする。保証金は、未払い利用料、損害金、撤去費用その他契約者が負担すべき費用に充当できるものとし、残額がある場合のみ契約終了後に返還するものとする。
17. 本契約に関して紛争が生じた場合は、当社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の規定内容に同意いたします。 20 年 月 日

賃借人

印